青森県立中央病院診療材料調達支援業務委託仕様書（案）

第１　総則

この仕様書は、青森県立中央病院（以下「委託者」という。）と○○○○○（以下「受託者」という。）が締結する診療材料調達支援業務委託契約に基づき、診療材料の調達及び価格削減並びに調達業務の効率化に関して必要な事項を定めるものである。

第２　業務理念

(1) 受託者は、委託者のパートナーとして、委託者と連携を密にしながら、委託者の立場に立った業務運営を行う。

(2) 受託者は、委託者の医療の質の向上及び安全性を確保し、患者サービスの向上に繋がる業務運営を遂行するため、次に掲げる事項を行う。

① 医療安全上の問題や医療事故の発生リスクが高い診療材料の回収情報等、医療の質の向上及び安全性の確保に関する情報収集、委託者への報告。

② 患者の苦痛を少なくする低浸襲の診療材料等、患者サービスの向上に寄与する診療材料の情報収集、委託者への報告。

(3) 受託者は、委託者との協調を重視し、信頼の確保に努めるとともに、全国の診療材料使用状況や新製品の情報提供を行い、委託者の業務効率向上に貢献する。

第３　診療材料の調達

(1) 受託者が調達する診療材料は、一般社団法人日本ホスピタルアライアンスからの共同購入選定品を含み、医療ガス及び歯科用品を除く。

(2) 前項で規定する診療材料に該当するかについての疑義が生じたときは、委託者受託者間で協議する。

(3) 受託者は、委託者が指定する診療材料について、委託者の業務運営に支障が生じることのないよう、必要な診療材料が必要なときに納品される体制を、委託者と協議のうえ構築する。

(4) 受託者が調達する診療材料の基準単価、購入単価、納入単価、名称、規格等は、別表「調達品リスト」記載のとおりとする（「調達リスト」は受託者決定後に提示する。）

なお、購入単価に１円未満の端数があるときは、小数点以下第３位を四

捨五入し小数点以下第２位までを有効数字とする。

(5) 受託者は、購入単価の変更等、調達リストの内容を変更しようとするときは、委託者の承認を得るものし、承認を得た後は直ちに変更後の調達リストを提出する。

(6) 受託者は、診療材料の一括調達によるメリットを最大限発揮させるとともに、計画的かつ効率的に価格削減交渉を実施し、委託者にとって経済的な利益が生じる適正価格で調達する。

(7) 適正な調達がなされているかの確認ができるよう、受託者は、価格交渉の経緯等について委託者に報告し、かつ、委託者の求めに応じ、必要な資料の開示を行う。

(8) 受託者は、経済性の観点とともに、委託者の業務運営に支障が生じることのないよう､地域業者等に十分配慮しながら､適切な仕入先を選定する。

(9) 大規模事故、災害等においては、受託者は委託者で必要な診療材料の情報把握に努め、委託者と協力して迅速に対応する。

第４　業務運営

(1) 受託者は、委託者の診療材料マスタについて、委託者のマスタに対応して１対１で突合できるよう、統一コードを用いて適切な管理を行う。

(2) 受託者は､委託者におけるマスタメンテナンスをサポートし､償還価格、定価、規格等、委託者が必要とする情報を提供する。

(3) 委託者は、納品された診療材料を直ちに検品、検収する。

(4) 受託者は、委託者に納品した診療材料に不具合等があったときは、直ちに委託者を訪問し、問題点の原因究明及び調査等を実施するとともに、メーカー、ディーラーとも協力のうえ迅速に対応する。

第５　購入支援

(1) 受託者は、委託者の診療材料マスタ及び購入実績データ等を分析し、同種同効・類似品目の整理を行い、診療材料の標準化及びコスト削減に繋がる提案を行うとともに、同種同効・類似品目が発生しないよう、適切な防止策を講じる。

(2) 受託者は、新技術及び新製品等に関する情報を提供するとともに、経営改善に資する新製品の採用等、委託者にとって有益となる提案を定期的に行う。

(3) 受託者は、委託者の経営管理上必要となる購入実績データ等について、

用途分類別の傾向分析を行い定期的に委託者に報告する。

(4) 委託者におけるＤＰＣへの対応として、高品質かつ安価な診療材料の情報提供及び採用支援を積極的に行い、経営改善を支援する。

第６　経営効果

受託者は､実施した価格削減活動に対し､常に価格削減実績の検証を行い、持続的なコストの削減に努めるものとする。

第７　その他

(1) 委託者は、受託者から提案された診療材料が、業務上、安全上とも問題がなく、かつ経営改善に資するものであるなど、提案内容が合理的と認められるときは、その採用に向け積極的な検討を行う。

(2) 受託者は、必要に応じて、委託者の診療材料適正化推進委員会等に出席し、委員会等の円滑な運営をサポートする。

(3) 受託者は、価格削減計画、価格削減状況、価格削減計画達成状況等について、委託者に対して半期ごと年２回報告する。

(4) この仕様書は、診療材料調達業務委託の大要を示すもので、定めのない事項であっても業務遂行上必要と認められるものについては、委託者と受託者で協議のうえこれを充足するものとする。

(5) この仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。